

新型コロナウイルス感染症対応フロー（4月17日版）

参考

PCR検査が保険適用となりましたが、当面の間、検査の流れは変わりません。変更後は本フローを更新します。

医師に相談する目安

重症化しやすい方【注1】は、この状態が2日程度続く場合。）

37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

・「患者の濃厚接触者」「新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員」（要件緩和対象）に該当する方（発熱の有無及び最終接触日からの経過日数は問わない）

「クラスター」は、報道などで広く認知されているもののほか、患者と時間を共有した場所の密室の度合いや人の密集度により個別に判断するものも含まれます。

状況を踏まえ柔軟に判断

該当

非該当

自宅で静養
又はかかりつけ
医等受診

【注1】重症化しやすい方：

- ・高齢者
- ・基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD等呼吸器疾患）のある方
- ・透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※妊婦の方は、念のため重症化しやすい方と同様に対応

【注2】鑑別（例）：
・季節性インフルエンザ迅速検査
・その他検査可能な迅速検査（RSウイルス、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、溶連菌、肺炎球菌等）

※すべての鑑別を求めるものではありません。

帰国者・接触者相談センター

相談受付。疑似症の要件【ア】【イ】【ウ】又は要件緩和対象の該当

非該当

該当

相談センター
電話前における医療機関受診有無の確認

3月16日作成版からの
変更部分

受診あり

受診時の鑑別
【注2】有無

鑑別なし

鑑別あり

かかりつけ医等一般医療機関での診察／必要な鑑別【注2】を行うとともに疑似症の要件【エ】①②③に該当有無について判断

必要に応じ再受診

非該当

該当

自宅で静養

帰国者・接触者外来の受診調整

かかりつけ医等一般医療機関を直接受診し、疑似症の要件のいずれかに該当かつ鑑別【注2】を実施した結果いずれも陰性の場合

帰国者・接触者外来
疑似症の要件に合致することを確認

発生届提出
～検査

感染症指定医療機関
入院治療

疑似症の要件

【ア】発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

【イ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたもの

【ウ】37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域（※）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

【エ】発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※ 流行地域：「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」です。熊本県ホームページ等でご確認をお願いします。

<令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡による追加要件>

①37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）

②新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

③医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う